

## 第一回会議における有識者からの意見に対する事務局の対応

## &lt;全般&gt;

委員からの意見	事務局対応
施策について、具体的な補助額等の数値がないと、足りている、足りていないがわからない。	具体的な事業費については、今回の参考資料として添付しました。具体的な予算額は年度により変わるため、毎年度公表する進捗状況において公表できるか検討いたします。

## &lt;基本方針&gt;

委員からの意見	事務局対応
基本方針の中で、「途切れることなく継続して行われること」というのは大事だが、被害者は被害直後から色々なことに困るため、「より早く」や「迅速」等の文言を入れて、被害者支援に早く取りかかる気持ちの言葉を追加してほしい。	「迅速」に支援を行うことについて、第3章の基本方針に反映しました。 (P1 3参照)

## &lt;施策等について&gt;

委員からの意見	事務局対応
総花的な内容という印象。他県を参考に作成しているとのことだが、千葉県独自のものはあるのか。	本計画で力を入れて取り組む施策について、市町村や民間支援団体への支援などを「本計画における重点課題・取組」として、第3章にまとめました。(P2参照)
県として力を入れて取り組む施策を明らかにしてほしい。	本県の特色としては、 ・他都道府県より早い段階で犯罪被害者支援コーディネーターを配置していること ・性犯罪・性暴力被害者支援に関し、千葉県弁護士会の協力のもと弁護士相談枠が充実していること ・性犯罪・性暴力被害撲滅に向けて、令和3年度からモデル事業として、高校生向けの出前講座を実施していること などが挙げられます。  すでに実施している施策について、より効果的な運用ができるよう努めてまいります。
県と弁護士会の連携の在り方を模索して、それを「千葉県の特徴」としてはどうか。公平に見ても、千葉県は司法面での連携は充実しているように思う。実情に合わせたという点で載せてもらえればと思う。5-4 経済的負担の軽減に弁護士とあり、これは弁護士費用の支援だと思うが、性犯罪に限らず広げてほしい。	弁護士会との連携について、 ・第3章の「本計画における重点課題・取組」(P2 ①参照) ・第4章の「犯罪被害者等支援に関する具体的な施策」(P5、6、10、P21参照)に反映しました。
外国人、LGBT、女性、子どもなど暴力を受けやすい立場の人たちが漏れてしまっている。項目として入れてほしい。	性犯罪・性暴力被害者に対する支援の強化として、 ・第3章の「本計画における重点課題・取組」(P2 ⑤参照)  犯罪被害全般に関する外国人への施策として、 ・第4章の「犯罪被害者等支援に関する具体的な施策」(P14参照)に反映しました。

<施策等について>

委員からの意見	事務局対応
より充実した性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにするべきではないか。	性犯罪・性暴力被害者に対する支援の強化として、 ・第3章の「本計画における重点課題・取組」(P2 ⑤参照) ・第4章の「犯罪被害者等支援に関する具体的な施策」(P4参照)に反映しました。
人材育成について、CVSでも相談員の世代交代が課題となっており、人材育成を充実させてほしい。	民間支援団体に対する支援として、 ・第3章の「本計画における重点課題・取組」(P2 ③参照) ・第4章の「犯罪被害者等支援に関する具体的な施策」(P11参照)に反映しました。
犯罪被害者等が県内どこに住んでいても、等しく支援を受けられるようにするには、市町村の役割も重要である。県では市町村に対して研修等を行っているが、市町村への一層の助言、情報提供をお願いしたい。	市町村に対する支援として、 ・第3章の「本計画における重点課題・取組」(P2 ②参照) ・第4章の「犯罪被害者等支援に関する具体的な施策」(P10参照)に反映しました。
千葉県は広く、CVS自体は千葉市にあるため、他のところで起きた時に迅速に対応する面でも市町村の役割は大きいと考えている。今回の条例に期待するところは市町村の協力でもあるので、その点も反映されたい。	市町村に対する支援として、 ・第3章の「本計画における重点課題・取組」(P2 ②参照) ・第4章の「犯罪被害者等支援に関する具体的な施策」(P10参照)に反映しました。
被害者は、被害発生後に生活が一変し、相談というところまで考えは及ばない。コーディネーターが、責任をもって被害者の家へ赴き、「今何が必要か」と声をかけても良いのではないか。そのほうが被害者の生活に密着した支援ができるのではないか。	犯罪被害者支援コーディネーターを中心とした関係機関との連携の強化として、 ・第3章の「本計画における重点課題・取組」(P2 ①参照) ・第4章の「犯罪被害者等支援に関する具体的な施策」(P4参照)に反映しました。

<広報啓発について>

委員からの意見	事務局対応
若者への啓発については、スマホなどで直接的な啓発をやらないと届かないのではないか。ある程度の年齢になれば新聞を読むだろうが、若者に対しては、メール等で直接届けるようなやり方にしないと見ないのではないか。	新たな広報啓発の検討として、 ・第3章の「本計画における重点課題・取組」(P2 ⑥参照) ・第4章の「犯罪被害者等支援に関する具体的な施策」(P25参照)に反映しました。
様々なリーフレット等が作成されているが、被害後に被害者等において起こること、待ち受けていることについて、リーフレットよりスマホのほうが見るのではないかと思うので、そういうやり方も考えてほしい。	新たな広報啓発の検討として、 ・第3章の「本計画における重点課題・取組」(P2 ⑥参照) ・第4章の「犯罪被害者等支援に関する具体的な施策」(P25参照)に反映しました。
市町村が実施している犯罪発生情報のメールについて、被害者支援に関する情報も入れてはどうか。	市町村に対して配信に入れていただけるように会議等で周知してまいります。

<その他>

委員からの意見	事務局対応
パブコメはどんなふう発信していくのか、気が付いたら終わっていたということがないように県として広報に努めてほしい。	パブコメの実施にあたっては、報道発表やHP等で公表するとともに、市町村や関係団体等にも案内するなど広報に努めます。